



令和8年7月2日

議長 友 永 修 様

提出者	反 甫	旭
賛成者	西 田 武	史
同	高比良	正 明
同	田 中	市 子
同	井 舎	英 生
同	松 本	妙 子

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第4号 ニコチン含有電子たばこの違法流通及びネット販売の規制強化に
関する意見書

ニコチン含有電子たばこの違法流通及びネット販売の規制強化に関する意見書

ニコチン入りの使い捨て電子たばこ（ディスポーザブルV A P E）は、「ニコチン」と「パフ（ふっと吹くこと）」を組み合わせた造語で、小型デバイスにバッテリーとニコチン入りリキッドが一体化しており、開封してすぐに吸える手軽さが特徴の通称ニコパフとして、若者を中心に手軽さやコストパフォーマンスの良さから急速に普及している。

製品によっては1万5千～4万パフといった吸引回数が設定されており、紙巻きたばこ換算で数十箱分に相当するニコチンを吸引する場合もあり、高濃度ニコチンによる健康被害や依存症のリスクが高い。

日本国内では、ニコチン入り電子たばこは医薬品に分類され、厚生労働省の承認がない限り、販売や譲渡は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）で禁止されているため、SNSやフリマアプリでの販売、友人への譲渡も違法となる可能性がある一方、個人が自分で使用する目的で海外から輸入する場合は合法で、所定の数量制限（リキッド120ml/月程度）を守れば、合法となっている現状にある。

また、意識障害、呼吸抑制、手足の激しい痙攣（けいれん）などを引き起こす極めて危険な物質であるエトミデートを主成分とする「ゾンビたばこ」は、薬機法上の「指定薬物」に指定され、所持や使用、購入が厳しく禁止されているが、電子たばこ用のリキッドに混入されることで、一般的な電子たばこ（V A P E）と外見や煙（蒸気）だけで見分けることは不可能となっていることも、同根の問題である。

このような法の欠缺により、特に、10代の若者が手軽に入手し、健康被害や依存症に陥る事例が散見されており、「脱法的な流通」を十分に阻止し、国民の健康、とりわけ次世代を担う青少年の心身を保護するため、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1 ネット販売及びSNS取引の監視・摘発強化

SNS等を介した個人間取引や、不適切なネット販売サイトのモニタリングを強化し、薬機法違反としての摘発及びサイト閉鎖などの行政処分を徹底すること。

2 個人輸入制度の見直しと水際対策の厳格化

「個人輸入」が販売目的の事実上の隠れ蓑となっている現状を鑑み、ニコチン含

有電子たばこの輸入規制を厳格化し、税関等での検査体制を拡充すること。

3 若年層に対する啓発活動の推進

学校教育や地域社会において、これら未承認の電子たばこの危険性や違法性について正しい知識を普及させ、若者が容易に手を出さないよう啓発活動を強化すること。

4 包括的な法規制の検討

現行の薬機法やたばこ事業法の枠組みを超えた、ニコチン含有製品の新たな流通規制や所持に関する罰則など、実効性のある法制上の措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

岸和田市議会